

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 全 員 協 議 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	令 和 2 年 8 月 2 4 日 ( 月 曜 日 )		開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
			閉 議	午 前 1 1 時 1 7 分
出 席 委 員	◎ 木 曾 ○ 菱 田 三 上 浅 田 赤 坂 藤 本 西 口 < 齊 藤 議 長 > < 奥 野 副 議 長 >			
執 行 機 関 出 席 者	桂 川 市 長、浦 企 画 管 理 部 長、石 田 総 務 部 長			
事 務 局 出 席 者	山 内 事 務 局 長、井 上 次 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、佐 藤 主 任、小 野 主 任			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 3 名 ( 富 谷、山 本、小 松 )

### 会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[ 木 曾 委 員 長 開 議 ]

#### 1 令 和 2 年 亀 岡 市 議 会 定 例 会 9 月 議 会 に つ い て

[ 事 務 局 長 説 明 ]

#### 2 議 案 の 概 要 説 明 に つ い て

[ 市 長 等 入 室 ]

1 0 : 0 2

[ 市 長 あ い さ つ ]

[ 企 画 管 理 部 長 及 び 総 務 部 長 説 明 ]

[ 市 長 等 退 室 ]

1 0 : 1 6

< 休 憩 1 0 : 1 6 ~ 1 0 : 3 5 >

#### 3 9 月 議 会 日 程 に つ い て

[ 事 務 局 長 説 明 ]

< 木 曾 委 員 長 >

9 月 議 会 日 程 に つ い て は、こ の と お り と す る が よ い か。

— 全 員 了 —

#### 4 議 事 日 程 ( 8 月 3 1 日 ) に つ い て

[ 事 務 局 長 説 明 ]

< 木 曾 委 員 長 >

議 事 日 程 に つ い て は、こ の と お り と す る が よ い か。

— 全 員 了 —

#### 5 陳 情 ・ 要 望 に つ い て

[ 事 務 局 長 説 明 ]

## 6 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

このような対策を実施するがよいか。

—全員了—

## 7 一般質問時の議席の取り扱いについて

[事務局長 説明]

<西口委員>

傍聴席にはロープを張らないこととするのか。

<事務局長>

傍聴席には従来どおり張り紙を張るが、ロープは移動の際に支障になるという意見があったので、今回は張らないこととする。

<西口委員>

一般の人が横に座ることになるのか。それを止められないのではないか。出入りしにくいという問題ではなく、議席を確保しなければならない。傍聴席ではなく議席であることを、しっかりと決めておかないといけない。

<木曾委員長>

傍聴席は議席の扱いになるのか。

<事務局長>

傍聴席に議員の席を確保し、表示するものである。ロープを張らないことについては、議員で協議いただきたい。

<西口委員>

傍聴席であれば発言できない。私は議席という感覚でいる。その考え方はどうなっているのか。

<事務局長>

傍聴席では発言できないことになっている。発言がある場合は、議席に戻っていただくこととしている。

<西口委員>

「動議」という言葉自体は発言ではないのか。

<事務局長>

傍聴席で発言されたとしても、議席に戻っていただき、発言を続けていただくことになる。

<西口委員>

法的にルールが定められているのであればそれでよいが、動議もかけられないことになる。傍聴席に座る議員は傍聴者となる認識であるのか。

<事務局長>

傍聴席を議席にするには、手続きが必要である。その手続きをとらないのであれば、傍聴席は議席にはならない。

<西口委員>

それを緩和するために明示している。

<木曾委員長>

ロープはどういう意味で張っていたのか。

<事務局長>

傍聴席には議員席の表示をきちんとしており、また、一般の傍聴席と分けるためにロープを張っていた。移動の支障になるので、ロープを張らないようにするものである。

<木曾委員長>

傍聴席は議席であるのか。

<事務局長>

議員席の表示はしているが、厳密に言うと議席ではない。議席にするには、その都度議席の指定が必要になる。発言は、議席に戻っていただくことで担保している。

<西口委員>

なぜ明示できないのか。一般の人が来られたときに、議員の席であり座れないという意識を持ってもらうものである。それをやめると、どこにでも座れることになる。

<三上委員>

前回12～13人が議席に座っていた時も、議場の議員数表示は24人になっていた。京都サンガF.C.の試合を見たい人がいるのに、無観客の時は誰も入れない。私は傍聴者を入れないようにすればよいと考える。インターネットや市役所1階でも視聴することはできる。そして、傍聴席も議席と指定して議決すればよい。

<西口委員>

三上委員に賛成する。

<木曾委員長>

それは可能であるのか。

<事務局長>

検討させていただきたい。その都度、議席の指定を行うのであれば可能である。前回は、議員数表示を24人としていたが、実際には法に抵触しないよう、常に12人以上の議員に議席に着席してもらっていた。実情はこのようなことである。

<三上委員>

議場のどこを議席と位置づけるかは、議会が決めればよいのではないかと。傍聴席での発言はワイヤレスマイクで行えばよいと思う。

<事務局長>

傍聴席を議席に指定することができるかということと、発言内容を担保する必要がある。時間をいただき、検討させていただきたい。

<藤本委員>

6月議会と一緒に対応をすればよいと思う。傍聴に来られた場合のために、ロープを張っておけばよい。本来であれば、議場の外で議会を傍聴しようとしていたものを、傍聴席に着席することとしたものである。傍聴席の一部を空けているので、傍聴に来られた方は、そこで聞いてもらえばよい。

<赤坂委員>

今までどおりでよい。

<木曾委員長>

6月議会と同じ対応とすることでよいのか。

<西口委員>

新型コロナウイルスのことがあるので、傍聴は確実に止めていただきたい。インターネットでも放映している。市民に強く申し入れて、止めればよい。

<木曾委員長>

傍聴者が入ることができないようにできるのか。

<事務局長>

傍聴を自粛いただくことはできる。どうしても傍聴したい人を入らないようにできるかは、微妙なところである。市議会としてそのように決定いただくのであれば、市民にも伝えさせていただく。

<西口委員>

他に視聴できるインターネットや市庁舎のモニターもある。しっかりと傍聴を止めてもらわないと具合が悪い。それができないのであれば、傍聴者を傍聴席の後ろの所で座ってもらうようにする対応が必要である。

<三上委員>

傍聴者が来ないようにしてもらえばよい。開かれた議会に矛盾することではない。議員を含め、市民の命と健康を守ることである。無観客試合でも成立していた。どんなに見たくても入れない。それと同じことだと思う。

<木曾委員長>

試合と議会は違うものである。地方自治法の関係もあり、傍聴者が入らないようにすることができるのか。法的なことを言われた時に、感染防止のことだけで通じるのか。他市の状況も含め、検討いただきたい。もしできないようであれば、前回の6月議会と同じように対応するようにしたい。

## 8 一般質問通告について

[事務局長 説明]

## 9 決算審査について

[事務局長 説明]

## 10 委員会の行政視察について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

会派と委員会の視察について、各会派で検討いただきたい。9月議会中に決定したい。

<藤本委員>

亀岡市に視察の依頼はあるのか。

<事務局長>

電話による問い合わせが2～3件あった。

<西口委員>

新型コロナウイルス感染症は、全国的にすごい勢いで広がっている。感染させても、感染しても迷惑がかかる。賢明な判断が必要である。当会派ではやめておくことになると思う。

## 11 その他

(1) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、秘書広報課）

(2) エコ・オフィス推進期間（10月31日まで）

(3) 本日（8月24日）の予定

幹事会、（午後）会派会議、広聴部会、広報広聴会議

(4) 議会運営委員会の予定

[事務局長 説明]

1 1 : 1 7